

現行ガイドラインからの変更概要

1. 構成

○章構成

現行ガイドラインでは、「Ⅰ 共通編」、「Ⅱ 種別編」の2章、また「Ⅱ 種別編」では「1 基本事項」、「2 保護管理計画の作成と実施」という2項目の構成であったが、ガイドライン改定案では「Ⅰ 本ガイドラインの目的と背景」、「Ⅱ イノシシ管理の基本的な考え方」、「Ⅲ 計画立案編」、「Ⅳ 資料編」の4つの章からなる構成へと変更した。

○「Ⅰ 本ガイドラインの目的と背景」について

ガイドライン改定案では新たに「Ⅰ 本ガイドラインの目的と背景」として、イノシシ管理に関する経緯やイノシシを取り巻く状況（推定生息数や分布状況）を詳しく記載し、ガイドラインの目的や今回改定する趣旨を中心に記載した。

○「Ⅱ イノシシ管理の基本的な考え方」について

現行ガイドラインでは「Ⅰ 共通編」などに記載していた内容は、「Ⅱ イノシシ管理の基本的な考え方」として、考え方の要点を6つにまとめて示した（2. イノシシ管理の考え方の概要）。

○「Ⅲ 計画立案編」について

都府県の担当者が特定計画を作成するに当たって、その構成は「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の記載項目を参照するが多い。そのため、都府県の担当者が特定計画の記載項目ごとにガイドラインを参照できるよう、「Ⅲ 計画立案編」は「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に沿った構成とし、記載に当たっての記載内容や留意事項を具体的に示した。

○「Ⅳ 資料編」について

「Ⅱ イノシシ管理の基本的な考え方」や「Ⅲ 計画策定編」の内容理解に役立つよう、個別の詳細な内容は「Ⅳ 資料編」に記載した。なお、現行ガイドラインで「Ⅱ 種別編 1 基本事項」としていた内容は本章に含めた。

2. イノシシ管理の考え方の概要

順応的管理を基本とした管理

現行ガイドラインにおいても順応的管理の考え方は記載しているが、その必要性と考え方を示した。また、特にイノシシの分布が拡大している地域については侵入初期の対応が重要であることから、計画を短期間で見直していく実施計画の重要性についても示した。

管理の目標と施策の目標の設定と評価

特定計画を策定するに当たって、目的を達成させるための目標設定の方法として、特定計画の目的に直結する「管理の目標」と、それを達成させるための手段（施策）の目標として「施策の目標」の考え方を例示した。また、各目標を評価するための指標とモニタリングの設定について同時に例示することで、PDCA サイクルの各工程を関連させながら全体を設計するという考え方を新たに示した。

優先度を踏まえた対策

限られた予算と体制の中で効率的にイノシシ管理を進められるよう、捕獲情報や密度指標、被害情報等の情報を重ね合わせて、捕獲の優先地域を抽出する考え方を示した。

侵入初期における対応と実施体制の整備

イノシシの分布域が拡大している地域では侵入初期の対応が重要となる。そのため、捕獲、被害防除対策、いずれについても早期に体制を整備することの重要性を示した。また、侵入初期段階では生息に関する情報も集まりにくいいため、積極的な情報収集体制構築の必要性も示した。

関係者との連携による市街地出没への対応

イノシシが市街地に出没することによる人身被害や交通事故等の生活環境被害への対応に関して、出没を抑制するための対応と出没した時の対応について、考え方を示した。

豚熱（CSF）を始めとした感染症対策の徹底

イノシシに関連する感染症の基礎資料や捕獲従事者等への感染防止対策、イノシシ管理が感染症リスクを低減させることへ貢献できるといった考え方を新たに示した。さらに、獣畜共通の感染症である CSF がまん延していることから、イノシシ管理の重要性、また捕獲従事者等への防疫措置実施の必要性についても示した。